

【現状と課題】

就業は生活の経済的基盤であるとともに、個人の自己実現につながるものであるため、就業環境の整備は男女共同参画社会の実現にとって極めて重要です。また、少子高齢化の進行による人口減少社会の到来に伴い、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、将来にわたり持続可能で活力ある社会を築いていくためには、女性の労働力は必要不可欠です。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など法制面の充実が図られてきたことにより、女性労働者を取り巻く環境は整備されてきましたが、本市の女性の年齢階級別労働力率は、30歳代を底とするM字カーブ*を描いており、出産・育児等を理由に離職する女性は依然として高い状況にあるといえます。さらに、パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズに応える側面もあるものの、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が著しく高く、正規雇用と非正規雇用間の格差が男女間の格差につながり、女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっています。

平成23年度に実施した市民意識調査によると、職場における男女の地位の平等感に関し、「平等である」と感じる人の割合は21.5%に留まっていることから、就業の分野における男女平等は、まだ十分に進んでいないといえます。そのため、男女が能力にあった公正な処遇のもと、就業を継続し、またはいったん離職しても再就職ができる就業環境を整備していくとともに、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の本来の意義や周知を図ることが必要です。

また、雇用の分野においては、労働者の適正な労働条件の確保のため、さまざまな関係法令が整備されていますが、自営業者など雇用以外の就労者の場合、そのような関係法令が整備されていません。そのため、女性が自営業において家族従業者として働いている場合には、働く場と生活の場が一体化しているために、労働と家事等の負担が大きくなりがちです。近年、主に農業経営において、家族員間で経営方針、労働報酬、休日及び労働時間等について協議し、合意した事項を書面などで取り決める「家族経営協定*」が普及しつつありますが、こうした自営業で働く男女が、共に能力を発揮し、生産や経営に共同して参画できるよう情報提供等の必要な支援を行っていく必要があります。

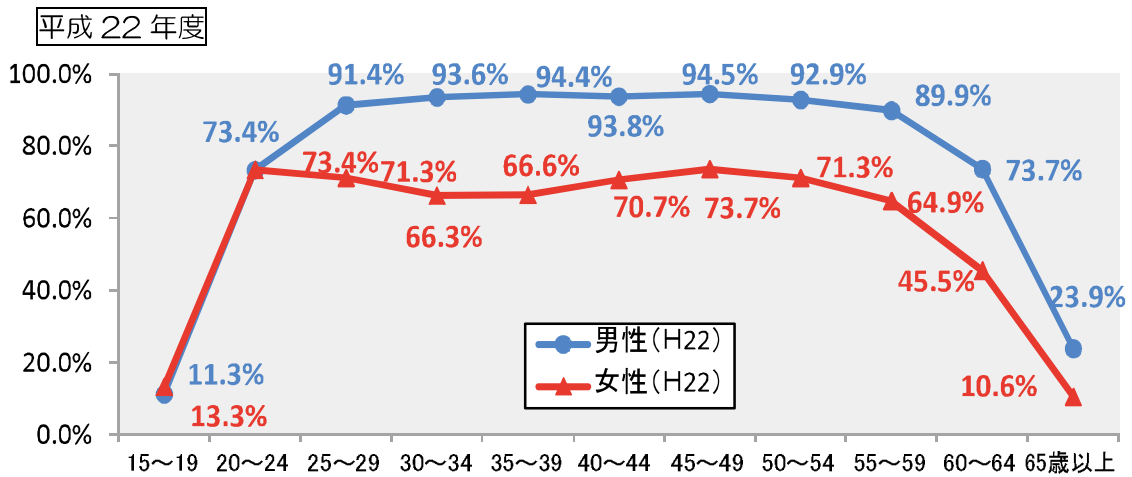
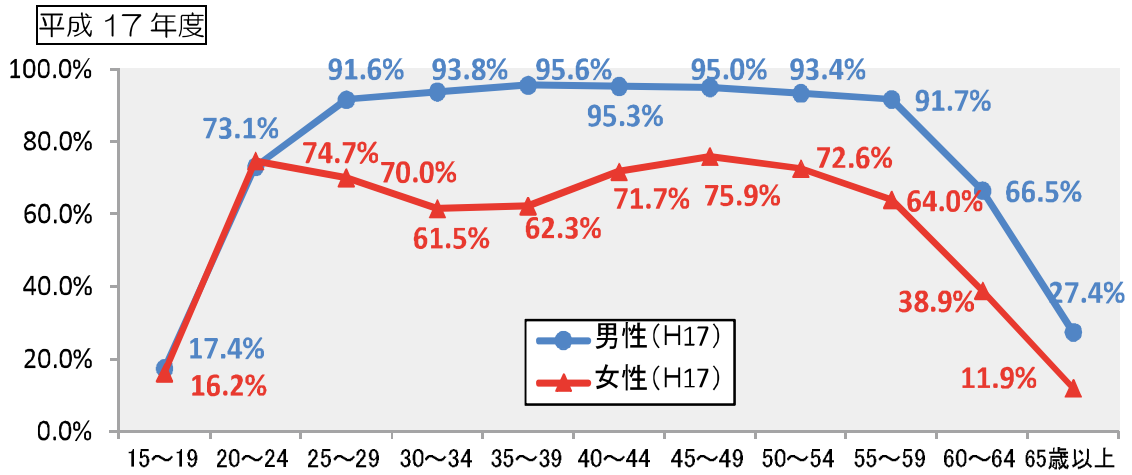
***M字カーブ**

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。（国の第3次男女共同参画基本計画）

***家族経営協定**

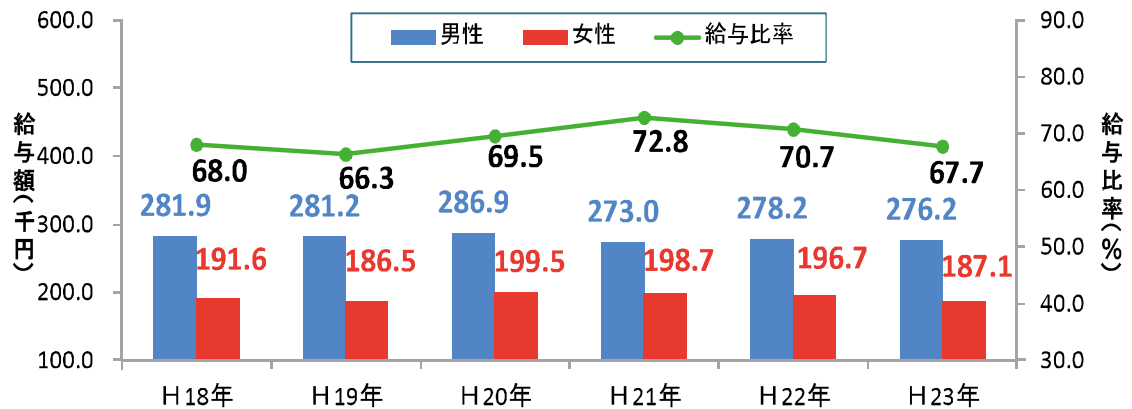
個々の世帯員が対等な立場で共同して経営体づくりとその運営に参画できるように、家族農業経営を構成するそれぞれの家族間において、就農条件や経営の役割分担、収益配分、生活などに関して取り決めた協定。

◆本市における男女別年齢階級別労働力率の推移



資料：総務省「国勢調査」

◆本県における男女別平均所定給与額と男女間給与比率の推移



*給与比率は、男性を100としたときの女性の数値

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

施策の方向（１）雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用の分野において、男女の「平等な機会」のみならず「平等な待遇」を確保していくためには、事業者の積極的な取組とそれを促進させる働きかけが必要です。そのため、男女雇用機会均等法等関係法令の普及・啓発を通じ、雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保、並びに「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」の本来の意義や目的の周知に努めます。

具体的施策

① 男女雇用機会均等法等の法令や諸制度の普及・啓発

事業者に対し、男女雇用機会均等法等関係法令・制度に関する普及・啓発を進めます。

No	主な取組	所管課	備考
152	広報誌等による関係法令・制度の周知	商工振興課	
153	県及びハローワーク等と連携した労働問題に関するセミナー等の実施	商工振興課	

② 女性の就労状況の把握

市内事業者における男女共同参画の取組状況及び就労環境等を総合的に調査し、これらの現状を明らかにします。また、その結果を事業者全体に周知し、それにより、取組の進んでいる事業者には推進の継続を、遅れている事業者には積極的な取組を促します。

No	主な取組	所管課	備考
154	男女共同参画に関する実態調査の実施	企画政策課	新規掲載

③ 女性雇用労働者の母性健康管理の支援

男女雇用機会均等法では、事業主の義務として、妊娠中または出産後の女性労働者が健康診査等を受けるための時間を確保し、労働基準法では、産前産後休業に関する規定等女性労働者の妊娠、出産等に関する基準が定められています。

また、妊娠・出産に係る的確な母性健康管理を推進していく手段として「母性健康管理指導事項連絡カード^{*}」が定められているところであり、これらの法律及び制度に関し、広く周知・広報活動を実施します。

No	主な取組	所管課	備考
155	母性保護に関する法律等の広報・啓発	商工振興課	
156	母性健康管理指導事項連絡カード [*] の周知	健康増進課	

^{*}母性健康管理指導事項連絡カード

主治医等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ明確に伝えるのに役立つカード。

④ セクシュアル・ハラスメント防止の取組

労使間や雇用者間のセクシュアル・ハラスメントを防止するため、研修・相談体制の充実など、事業者の積極的な取組を促します。

No	主な取組	所管課	備考
157	事業者におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の把握	企画政策課 商工振興課	新規掲載 再掲 No32
158	事業者に対するセクシュアル・ハラスメントに関する法制度等の普及・啓発	商工振興課	再掲 No33

⑤ 女性を対象とした労働に関する相談体制の充実

女性が働き続けていくうえでの相談助言を行います。

No	主な取組	所管課	備考
159	女性のための無料相談の実施	企画政策課	

⑥ 非正規労働者への支援

パートタイム労働者や派遣労働者等の非正規労働者の適正な労働条件を確保するため、パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）等の関係法令の周知を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
160	適正な労働条件に関する法令等の周知・広報	商工振興課	

目標値

項目	現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
「男女雇用機会均等法」の認知度	65.1%	23	83.0%	29
積極的改善措置に取り組む事業者の割合	—	23	40.0%	29

施策の方向（２）女性の能力発揮等の支援

働き手や稼ぎ手は男性で女性が働くのは家計補助の目的であるという、性別による固定的な役割分担意識の解消を図るとともに、女性労働者の就業能力を高めるため、適切な職業選択を促すための意識啓発及び情報提供を行います。

具体的施策

① 就業継続、再就職の支援

育児・介護等を理由に離職した女性の再就職は、離職期間が長期にわたる場合が多いことや、職種によっては職業能力の維持が難しいこと、本人の希望する職種や就業条件と事業者の人材ニーズとの適合が困難なことから、就業の継続及び再就職のための情報提供等に努めます。

No	主な取組	所管課	備考
161	就業継続や再就職に関する必要な知識や情報の提供	商工振興課	
162	子育て中の女性に対する再就職支援制度（マザーズコーナー*）の周知	商工振興課	新規掲載

② 職業能力開発及び起業に対する支援

新たな職業能力を身につけるための職業訓練や起業を目指すために必要な知識の取得を支援するために情報提供等に努めます。

No	主な取組	所管課	備考
163	職業訓練や起業に関する必要な知識や情報の提供	商工振興課	
164	就農を促進するための必要な知識や情報の提供	農政畜産課	

*マザーズコーナー

子育てをしながら就職を希望している方が、子ども連れでも来所しやすい環境を整えた、就職に関する情報の提供などの個々の希望やニーズに応じたきめ細やかな就職支援を行う施設。

施策の方向（３）自営業における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進

農林水産業及び商工業等の自営業において、女性の就業環境の整備を促進するとともに、経営等の方針決定過程への参画を進めます。

具体的施策

① 農林水産業分野における就業環境の整備及び女性の参画の拡大

家事、育児、介護等にかかわる女性の負担の軽減や仕事と生活の調和を促進し、女性が対等なパートナーとして経営に参画するため、家族経営協定の有効活用を進めるとともに、女性が経営者として必要な知識・技術を習得する機会を提供します。

No	主な取組	所管課	備考
165	家族経営協定締結の促進	農政畜産課	
166	農協が発行する広報誌を活用した広報・啓発	企画政策課	
167	J A女性部等の活動促進を図る研修等の実施	企画政策課 農政畜産課	新規掲載

② 商工業分野における就業環境の整備及び女性の参画の拡大

商工業において、女性の適正な労働環境の整備が図られるよう、法令・制度の普及・啓発を行うとともに、女性が経営者として必要な知識・技術を習得する機会を提供します。

No	主な取組	所管課	備考
168	商工会議所が発行する広報誌を活用した広報・啓発	企画政策課	
169	商工会議所女性部等の活動促進を図る研修等の実施	企画政策課 商工振興課	新規掲載

目標値

項目	現状値		目標値	
	数値	年度	数値	年度
家族経営協定締結数	75 戸	23	87 戸	29

施策の方向（４）男女に偏りの見られる職業分野への参画の促進

性別による固定的な役割分担意識に基づく職業へのイメージが、男女の職業選択に影響を与えないよう広報・啓発活動を実施します。

具体的施策

① ロールモデルの収集・提供

ロールモデルの収集・提供により、理工系分野等への女性の参画や保育士等への男性の参画等、男女いずれかが少ない職業分野への参画が促進されるよう努めます。

No	主な取組	所管課	備考
170	広報誌等によるロールモデル情報の紹介	秘書広報課	



広報きりしま(2013年3月号)ロールモデル情報の紹介